

岩手県告示第552号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年7月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除に係る保安林の所在場所 一関市山目字館64の328
- （2） 保安林として指定された目的 干害の防備
- （3） 解除の理由 送電変電設備用地とするため
- 2（1） 解除に係る保安林の所在場所 一関市山目字館64の328
- （2） 保安林として指定された目的 公衆の保健
- （3） 解除の理由 送電変電設備用地とするため